

久米島町電気自動車等導入補助金交付要綱

令和4年3月16日
告示第16号

(目的)

第1条 この告示は、電気自動車等の普及促進による環境への負荷の低減を図り、地球温暖化対策の推進に寄与するため、電気自動車及び住宅・事務所用充給電器機の導入者に対し、予算の範囲内において久米島町電気自動車等導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、久米島町補助金交付規則(平成14年久米島町規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 車両に搭載された電気電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証(以下、「自動車検査証」という。)に該当自動車燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。
- (2) 住宅・事務所用充給電器機 電気自動車と住居・事務所等の間で相互に電力を供給できる設備をいう。(以下「V2H」という。)

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、第5条に規定する補助対象車両及びV2Hの導入に要する経費のうち、車両本体価格及びV2Hの器機本体価格に要する経費とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 本町に住民登録のある個人又は本拠のある法人であること。
- (2) 補助対象車両の自動車検査証の使用者及び所有者に記載されている個人又は法人であること。
- (3) 補助対象V2H設置場所は申請者所有又は親族の住居、法人にあっては事務所等であること。
- (4) 補助対象車両の稼働状況について、第14条に規定する調査に協力できる者であること。
- (5) 本町の町税(国民健康保険税を含む)を完納している者であること。

(6) 同一年度内に補助金の交付決定を受けていない個人又は法人であること。

2 補助対象者は、前項の要件全てに該当の上、当該年度内に車両においては契約から登録及び納車まで完了し、V2Hにおいては機器購入及び設置まで完了しなければならない。

(補助対象車両及びV2H)

第5条 補助の対象となる車両は、新規で購入する電気自動車等（新車に限る。）で、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1) 経済産業省、環境省、国土交通省の補助対象車両であること。

(2) 次世代自動車振興センターの補助対象一覧に記載されている車両であること。

(3) 自動車検査証に記載された使用の本拠が本町であること。

(4) 沖縄県内におけるメンテナンスに対するメーカー保証が附帯されていること。ただし、メーカー保証が附帯されていない車両であっても、補助金の交付申請をする者が、メーカー保証が附帯されていない車両であることを理解し、メンテナンス費用を負担する可能性がある旨を承知している場合にはこの限りでない。

2 補助の対象となるV2Hは、新規で購入するV2H（新品に限る。）で、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1) 経済産業省、環境省、国土交通省の補助対象V2Hであること。

(2) 次世代自動車振興センターの補助対象一覧に記載されているV2Hであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、定額とし、それぞれ原則10万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書

（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、購入契約の30日前までに町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象車両及びV2Hの見積書の写し

(2) 沖縄県内におけるメンテナンスに対するメーカー保証を証明する書類の写し

(3) 申請者の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）（提出日の3箇月以内に発行されたものに限る。）

(4) 申請者の町税納付証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもので全納税項目記載のものに限る。）

(5) 申請者の国民健康保険税の納付証明書（国民健康保険の加入者のみ）（提出日の3箇月以内に発行されたものに限る。）

(6) V2H設置場所が申請者所有又は親族の住居、法人にあつては事務所等であるこ

とを証明できる書類

- (7) 補助対象車両等に関する調査協力同意書（様式第2号）
- (8) 久米島町電気自動車等導入補助金申請時の注意点（署名・押印）
- (9) 確認書（署名・押印）
- (10) 補助金受入れ口座情報記入票
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 申請書及び添付書類の提出は、久米島町プロジェクト推進課への持参による。
（補助金の交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者へ通知しなければならない。

2 町長は、前項の交付決定に当たり、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。
（交付申請の変更又は取下げ）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の申請内容の変更又は取下げをしようとするときは、補助金交付申請変更（取下げ）承認申請（様式第4号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。
（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象車両の納車後及びV2H購入設置後速やかに実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両及びV2Hの導入に要した費用支払証憑の写し。ただし、ローンの場合には契約書の写し
- (2) 補助対象車両及びV2Hの導入状況を示すカラー写真
- (3) 補助対象車両の自動車検査証の写し又は標識交付証明書
- (4) 沖縄県内におけるメンテナンスに対するメーカー保証を証明する書類の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

2 報告書及び添付書類の提出は、久米島町役場プロジェクト推進課への持参による。
（補助金の額の確定通知）

第11条 町長は、前条の規定により提出された報告書について、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に額の確定について通知しなければな

らない。

(補助金の交付)

第 12 条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第 7 号。以下「請求書」という。）により補助金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された請求書を審査し、適正と認めたときは補助金を交付する。

(財産の処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、財産取得後、車両においては 4 年間、V 2 H においては 6 年間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、町長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 町長は、取得財産が処分された場合、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金を返還させるものとする。ただし、事故により取得財産の使用が困難になった場合で、その原因が使用者の故意又は重過失によらない場合は、補助金の取扱いについて、町と協議の上定めるものとする。

(調査)

第 14 条 町長は、補助金の目的に対する効果を検証するために必要があるときは、補助事業者に対して、次に掲げる報告を求めることができる。また、町の職員をもって、その取得財産の調査をさせることができる。

- (1) 取得車両の導入から 1 年毎の走行距離の調査
- (2) 取得財産の使用状況に関するヒアリング及びアンケート
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。